

佐賀労働局発表

令和3年1月15日 14時解禁

【担当】

佐賀労働局職業安定部職業対策課

課長 矢野 淳

地方障害者雇用担当官 中原 淳子

TEL 0952-32-7217 FAX 0952-32-7223

令和2年 障害者雇用状況の集計結果 ～民間企業の実雇用率は7年連続で過去最高を更新～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率 民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付け、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めています。

佐賀労働局（局長 加藤 博之）では、このほど、県内の民間企業や公的機関などにおける令和2年の「障害者雇用状況」について集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞ 法定雇用率 2.2%

○雇用障害者数は8年連続で、実雇用率は7年連続で過去最高を更新

・雇用障害者数は2,565.0人、対前年比2.6%（66.0人）増加

・実雇用率2.65%、対前年比0.04ポイント上昇〔全国平均2.15%、全国3位〕

○法定雇用率達成企業の割合は、68.9%

・対前年比0.2ポイント上昇〔全国平均48.6%、全国1位〕

対象企業数605社、達成企業数417社

＜地方公共団体＞ 法定雇用率2.5%、県の教育委員会は2.4%

○県の機関及び教育委員会は、3機関中3機関で法定雇用率達成

・県の機関：雇用障害者数105.5人（88.0人）、実雇用率2.64%（2.31%）

・県の教育委員会：雇用障害者数185.0人（162.0人）、実雇用率2.43%（2.16%）

○市町の機関は、30機関中21機関で法定雇用率達成

・雇用障害者数257.5人（245.5人）、実雇用率2.53%（2.44%）

＜独立行政法人等＞ 法定雇用率2.5%

○雇用障害者数20.0人（23.0人）、実雇用率2.38%（2.83%）で法定雇用率未達成

※（ ）は前年の値

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は 2565.0人で、前年より2.6%（66.0人）増加し、8年連続で増加した。
- ・ 障害別にみると、身体障害者は 1,533.0人（対前年比0.5%減）、知的障害者は727.5人（同4.1%増）、精神障害者は304.5人（同17.1%増）と、知的障害者及び精神障害者は前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.65%（前年は2.61%）で全国3位、法定雇用率達成企業の割合は68.9%（同68.7%）で全国1位となった。

〔総括表1、グラフ(1)(2)(3)、詳細表1(1)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100人未満規模企業で548.5人（前年は520.5人）、100～300人未満で972.5人（同955.0人）、300～500人未満で309.5人（同295.5人）、500～1,000人未満で392.5人（同384.0人）、1,000人以上で342.0人（同344.0人）と、1,000人以上の企業規模で前年より減少した。
- ・ 実雇用率は、45.5～100人未満で2.87%（前年は2.82%）、100～300人未満で2.73%（同2.70%）、300～500人未満で2.29%（同2.26%）、500～1,000人未満で3.05%（同2.85%）、1,000人以上で2.19%（同2.21%）となった。

なお、民間企業全体の实雇用率2.65%（同2.61%）と比較すると、45.5～100人未満、100～300人未満及び500～1,000人未満規模企業は上回っているが、300～500人未満及び1,000人以上規模企業は下回っている。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100人未満が67.8%（前年は67.0%）、100～300人未満が72.1%（同71.1%）、300～500人未満が58.5%（同68.3%）、500～1,000人未満が71.4%（同63.6%）、1,000人以上が57.1%（同71.4%）となり、300～500人未満及び1,000人以上規模企業で前年より低下したが、それ以外の規模の区分では上昇した。

〔総括表グラフ(4)・(5)、詳細表1(2)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和2年の法定雇用率未達成企業は188社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、75.0%を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は93社で、未達成企業に占める割合は、49.5%となっている。

〔詳細表1(3)〕

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

県の機関に在職している障害者の数は105.5人（88.0人）で、前年より19.9%（17.5人）増加しており、実雇用率は2.64%（2.31%）と、前年に比べ0.33ポイント上昇した。

〔総括表 2 (1)、詳細表 2 (1)、4 (1)〕

(2) 市町の機関（法定雇用率2.5%）

市町の機関に在職している障害者の数は257.5人（245.5人）で、前年より4.9%（12.0人）増加しており、実雇用率は2.53%（2.44%）と、前年に比べ0.09ポイント上昇した。

30機関中21機関が達成。

〔総括表 2 (2)、詳細表 2 (2)、4 (2)〕

(3) 県の教育委員会（法定雇用率2.4%）

県の教育委員会に在職している障害者の数は 185.0人（162.0人）で、前年より14.2%（23.0人）増加しており、実雇用率は 2.43%（2.16%）と、前年に比べ0.27ポイント上昇した。

〔総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)、4 (3)〕

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は20.0人で、前年より13.0%（3.0人）減少しており、実雇用率は2.38%（2.83%）と、前年に比べ0.45ポイント低下した。

〔総括表 3、詳細表 3、4 (4)〕

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業数	⑤ 達成割合
民間企業	96,767.0人	2,565.0人	2.65%	417/605	68.9%
	(95,903.0人)	(2,499.0人)	(2.61%)	(409/595)	(68.7%)

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.5%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県の機関	4,000.0人	105.5 人	2.64%	2/2	100.0%
	(3,815.0人)	(88.0人)	(2.31%)	(1/2)	(50.0%)

(2) 市町の機関(法定雇用率2.5%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	10,185.5人	257.5 人	2.53%	21/30	70.0%
	(10,053.5人)	(245.5人)	(2.44%)	(20/31)	(64.5%)

(3) 県の教育委員会(法定雇用率2.4%)

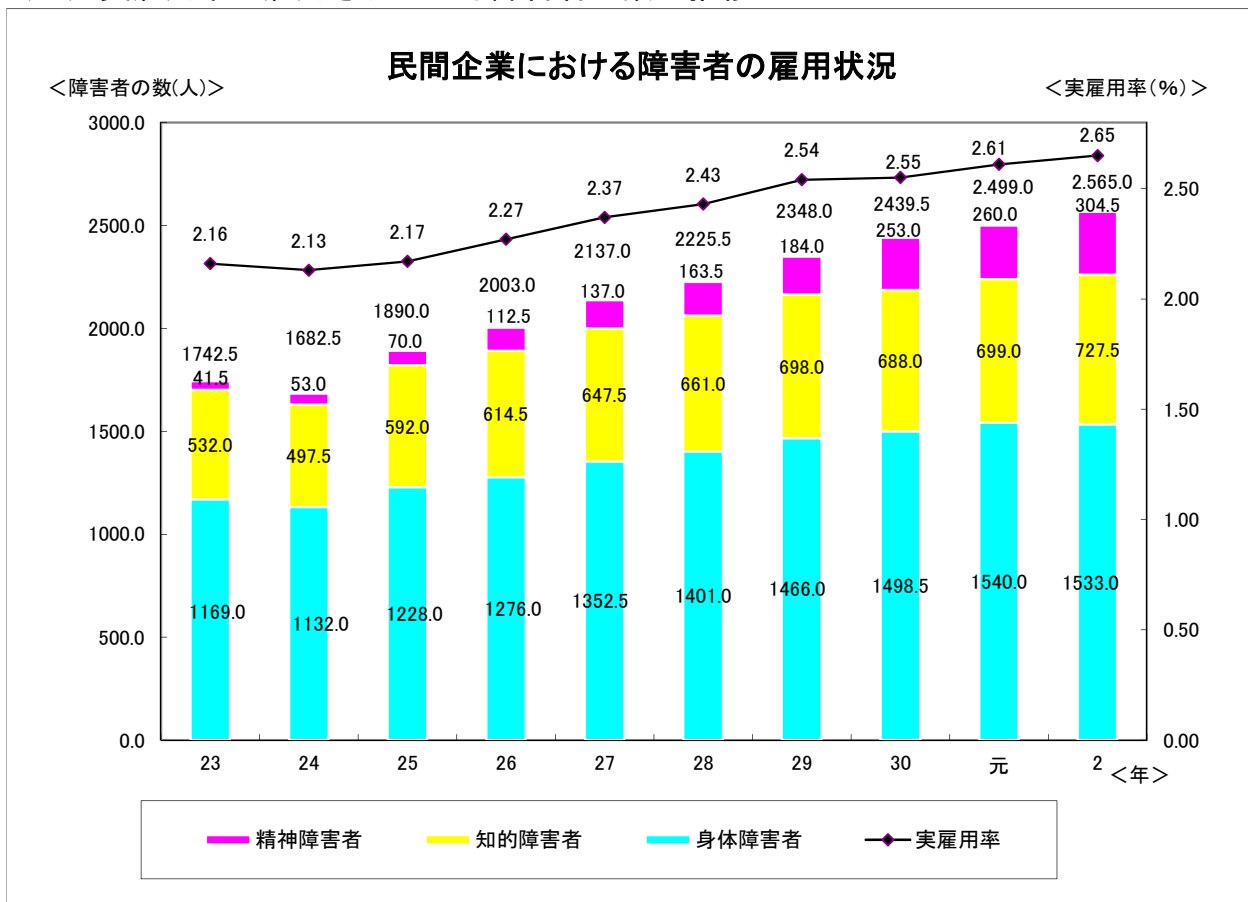
区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県の教育委員会	7,620.5人	185.0 人	2.43%	1/1	100.0%
	(7,500.0人)	(162.0人)	(2.16%)	(0/1)	(0.0%)

3. 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.5%)

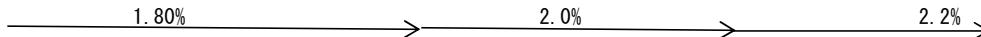
区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	840.0人	20.0 人	2.38%	0/1	0.0%
	(813.5人)	(23.0人)	(2.83%)	(1/1)	(100.0%)

- 注 1. 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
2. 2の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
3. 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
4. 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
5. ()内は、前年6月1日現在の数値である。
6. 市町の機関には、市町の教育委員会(法定雇用率2.4%が適用される教育委員会を除く)を含むものである。
7. 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



<法定雇用率>



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年は50人以上規模、平成30年は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

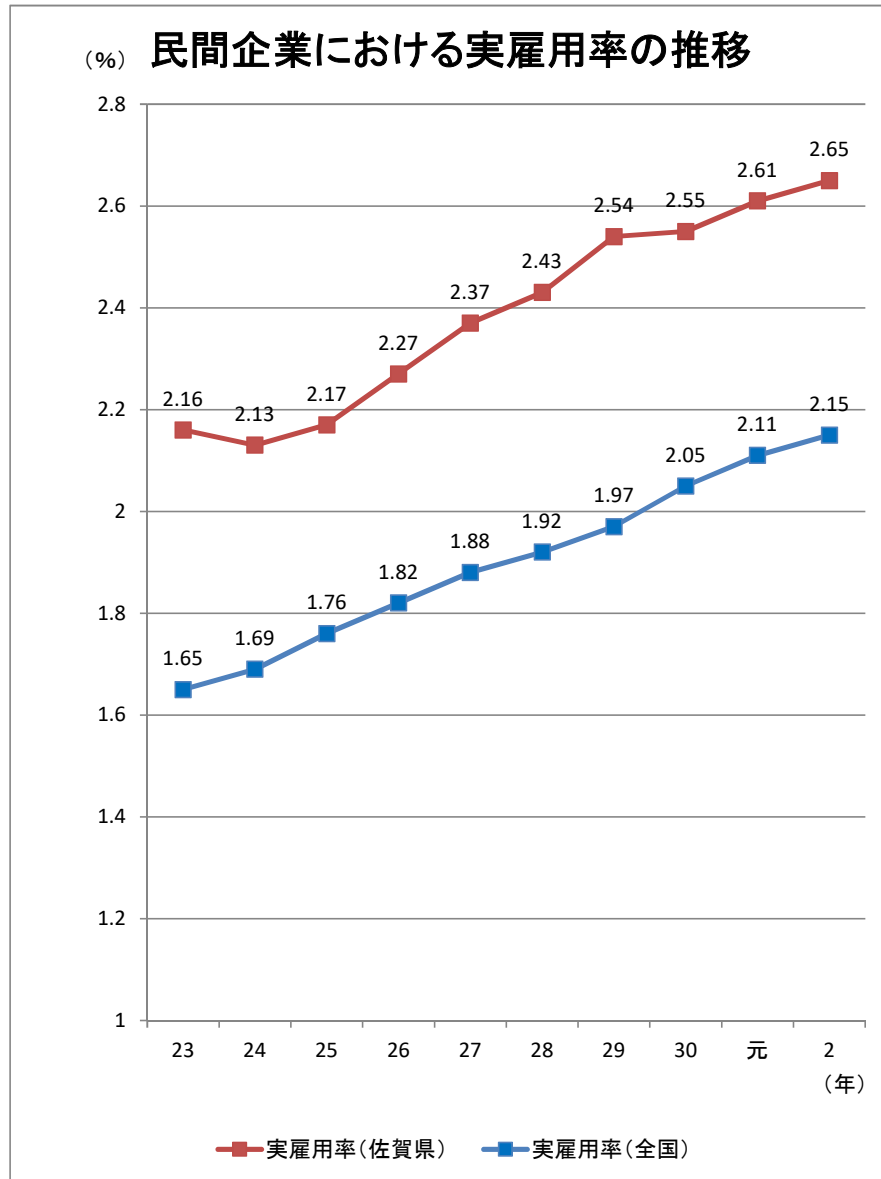
平成23年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 知的障害者である短時間労働者
 （知的労働者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成30年度以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

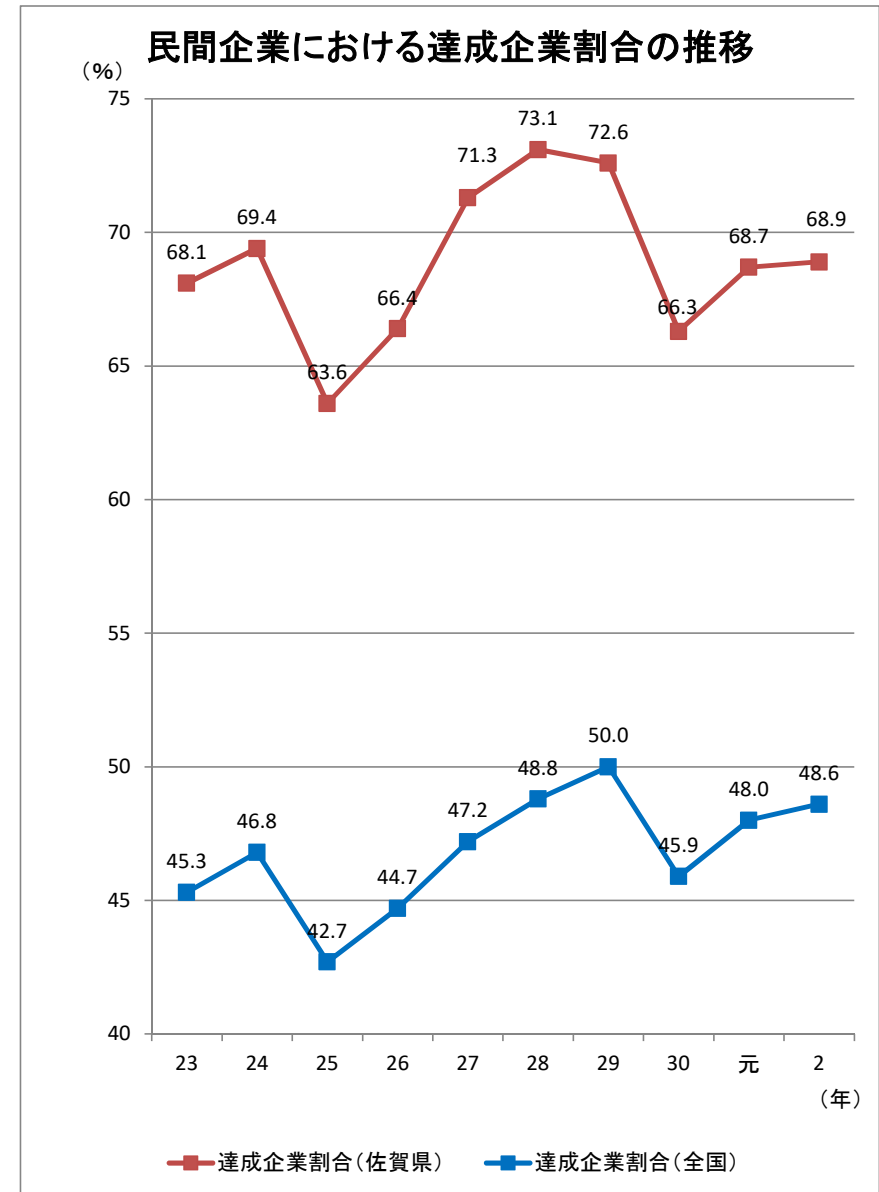
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月から平成30年3月までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

(2) 民間企業における実雇用率の推移

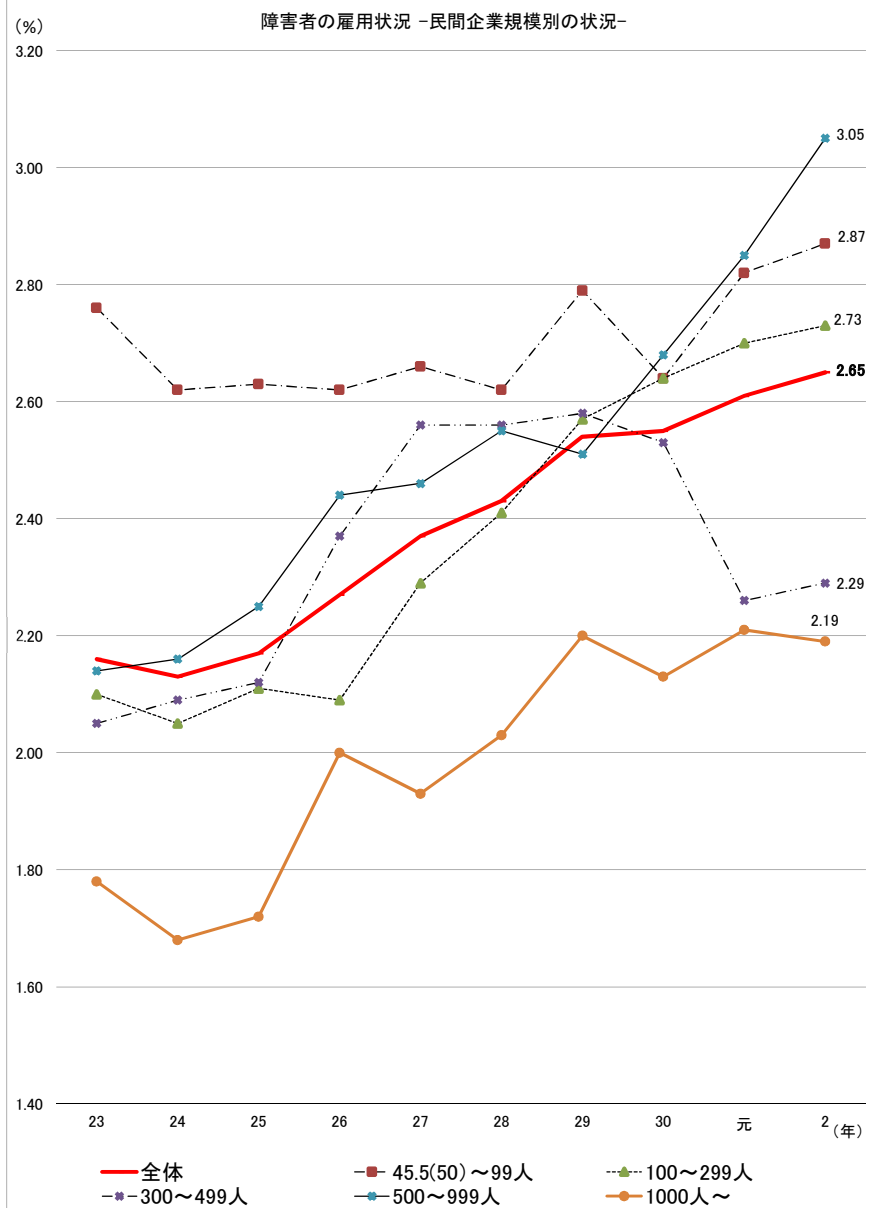


(3) 民間企業における法定雇用率達成企業割合の推移



(4) 企業規模別実雇用率

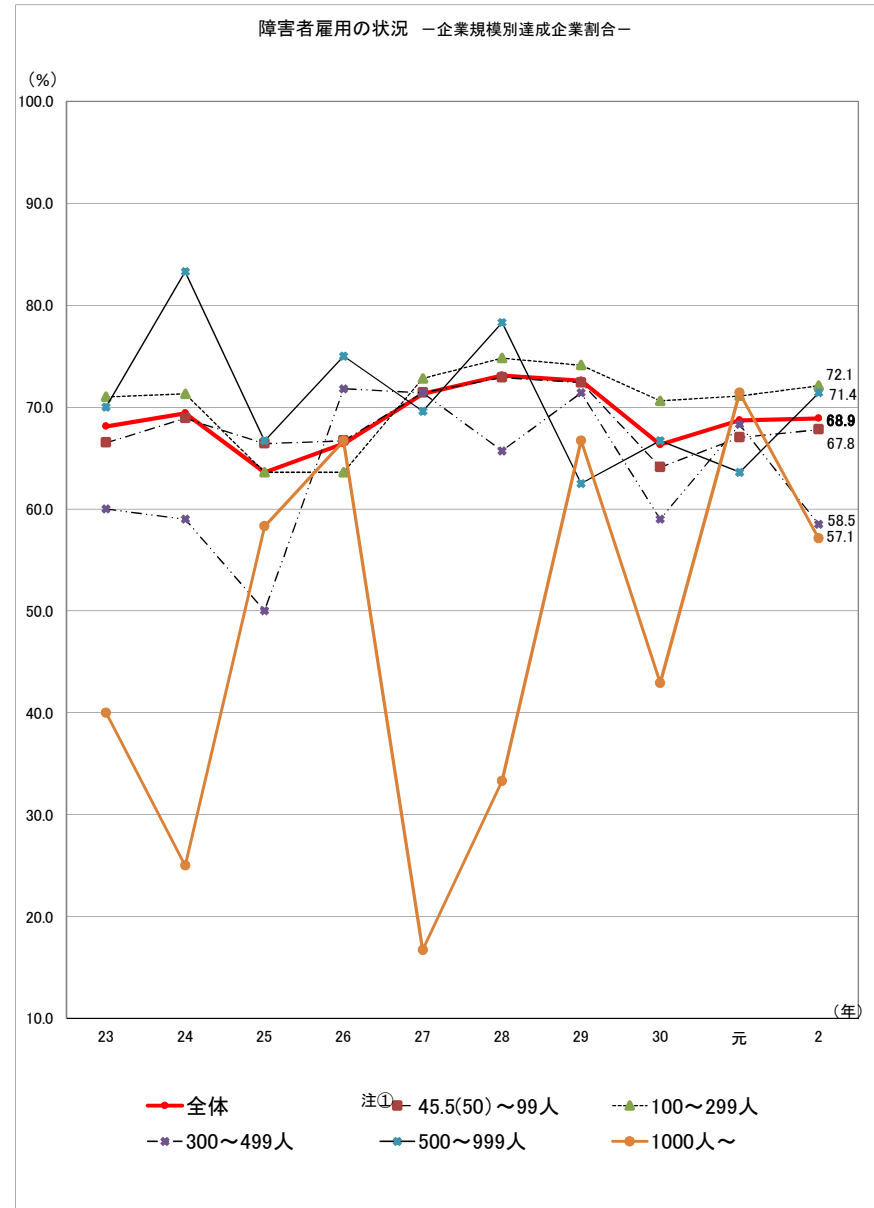
各年6月1日現在



注① 平成24年までは、56~100人未満
 注② 平成29年までは、50~100人未満

(5) 企業規模別達成企業割合

各年6月1日現在



注① 平成24年までは、56~100人未満
 注② 平成29年までは、50~100人未満

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2%
(45.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5%
〔労働者数40.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5%
(40.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4%
(42.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2%）

(1) 概況

①概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業 (2.2%)	企業 605 (595)	人 96,767.0 (95,903.0)	人 488 (487)	人 92 (81)	人 1,397 (1,347)	人 200 (194)	人 2,565.0 (2,499.0)	人 246.0 (247.5)	% 2.65 (2.61)	企業 417 (409)	% 68.9 (68.7)

[1. (1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められ職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成29年6月2日以降に採用された者であること。
②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
民間企業 (2.2%)	人 2,565.0 (2,499.0)	人 362 (363)	人 55 (50)	人 710 (718)	人 88 (92)	人 1,533.0 (1,540.0)	人 116.5 (132.5)	人 126 (124)	人 37 (31)	人 404 (389)	人 69 (62)	人 727.5 (699.0)	人 72.5 (71.5)	人 229 (187)	人 97 (93)	人 54 (53)	人 304.5 (260.0)	人 57.0 (43.5)

[1. (1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
①平成29年6月2日以降に採用された者であること
②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 605 (595)	人 96,767.0 (95,903.0)	人 488 (487)	人 92 (81)	人 1,397 (1,347)	人 200 (194)	人 2,565.0 (2,499.0)	人 246.0 (247.5)	% 2.65 (2.61)	企業 417 (409)	% 68.9 (68.7)
45.5～100人未満	289 (279)	19,129.0 (18,463.5)	94 (104)	26 (18)	315 (278)	39 (33)	548.5 (520.5)	51.0 (74.0)	2.87 (2.82)	196 (187)	67.8 (67.0)
100～300人未満	247 (246)	35,641.5 (35,325.5)	173 (169)	43 (38)	545 (532)	77 (94)	972.5 (955.0)	93.5 (80.5)	2.73 (2.70)	178 (175)	72.1 (71.1)
300～500人未満	41 (41)	13,522.0 (13,080.5)	68 (63)	6 (8)	153 (151)	29 (21)	309.5 (295.5)	28.5 (17.5)	2.29 (2.26)	24 (28)	58.5 (68.3)
500～1,000人未満	21 (22)	12,882.0 (13,477.0)	79 (76)	10 (11)	206 (205)	37 (32)	392.5 (384.0)	45.5 (43.0)	3.05 (2.85)	15 (14)	71.4 (63.6)
1,000人以上	7 (7)	15,592.5 (15,556.5)	74 (75)	7 (6)	178 (181)	18 (14)	342.0 (344.0)	27.5 (32.5)	2.19 (2.21)	4 (5)	57.1 (71.4)

注 [1. (1)①表の注]と同じ

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
規模計	人 2,565.0 (2,499.0)	人 362 (363)	人 55 (50)	人 710 (718)	人 88 (92)	人 1,533.0 (1,540.0)	人 116.5 (132.5)	人 126 (124)	人 37 (31)	人 404 (389)	人 69 (62)	人 727.5 (699.0)	人 72.5 (71.5)	人 229 (187)	人 97 (93)	人 54 (53)	人 304.5 (260.0)	人 57.0 (43.5)
45.5～100人未満	548.5 (520.5)	54 (60)	11 (10)	145 (137)	20 (20)	274.0 (277.0)	116.5 (132.5)	40 (44)	15 (8)	124 (108)	15 (12)	226.5 (210.0)	72.5 (71.5)	36 (30)	14 (4)	10 (3)	48.0 (33.5)	57.0 (43.5)
100～300人未満	972.5 (955.0)	130 (127)	25 (20)	294 (294)	38 (38)	598.0 (587.0)	116.5 (132.5)	43 (42)	18 (18)	139 (143)	31 (41)	258.5 (265.5)	72.5 (71.5)	91 (75)	29 (35)	21 (20)	116.0 (102.5)	57.0 (43.5)
300～500人未満	309.5 (295.5)	56 (56)	6 (6)	90 (99)	15 (15)	215.5 (224.5)	116.5 (132.5)	12 (7)	0 (2)	35 (31)	8 (2)	63.0 (48.0)	72.5 (71.5)	25 (18)	9 (7)	3 (3)	31.0 (23.0)	57.0 (43.5)
500～1,000人未満	392.5 (384.0)	55 (54)	8 (10)	86 (88)	9 (11)	208.5 (211.5)	116.5 (132.5)	24 (22)	2 (1)	52 (53)	11 (6)	107.5 (101.0)	72.5 (71.5)	51 (40)	34 (39)	17 (24)	76.5 (71.5)	57.0 (43.5)
1,000人以上	342.0 (344.0)	67 (66)	5 (4)	95 (100)	6 (8)	237.0 (240.0)	116.5 (132.5)	7 (9)	2 (2)	54 (54)	4 (1)	72.0 (74.5)	72.5 (71.5)	26 (24)	11 (8)	3 (3)	33.0 (29.5)	57.0 (43.5)

注 [1. (1)②表の注]と同じ

(3) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区 分	①法定雇用率未達成企業数	② 不 足 数								③障害者の数が0人の企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上20人 以下	20.5人以上50人 以下	50.5人以上	
規模計	188 (100.0%)	141 (75.0%)	26 (13.8%)	14 (7.4%)	5 (2.7%)	2 (1.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	93 (49.5%)
45.5人～100人未満	93 (100.0%)	91 (97.9%)	2 (2.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	78 (83.9%)
100～300人未満	69 (100.0%)	41 (59.4%)	21 (30.4%)	6 (8.7%)	1 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (21.7%)
300～500人未満	17 (100.0%)	7 (41.2%)	2 (11.8%)	7 (41.2%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500～1,000人未満	6 (100.0%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(注)1. 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2. ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、6月1日現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数です。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
県の機関	機関 2	4,000.0	28	4	42	7	105.5	25.5	2.64	機関 2	100.0
	(2	3,815.0	25	3	32	6	88.0	11.5	2.31	1	50.0)

〔2(1)①表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。

①平成29年6月2日以降に採用された者であること。

②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分	
県の機関	105.5	27	4	29	5	89.5	14.0	1	0	0	2	3.0	0.5	13	0	0.0	13.0	11.0	
	(88.0)	(24)	(3)	(29)	(5)	(82.5)	(8.0)	(1)	(0)	(1)	(1)	(3.5)	(3.5)	(2)	(0)	(0.0)	(2.0)	(0.0)	

〔2(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。

2 ②a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④e欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。

5 ①平成29年6月2日以降に採用された者であること

②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町の機関	機関 30 (31)	人 10,185.5 (10,053.5)	人 60 (56)	人 6 (5)	人 122 (125)	人 19 (7)	人 257.5 (245.5)	人 30.0 (28.5)	% 2.53 (2.44)	機関 21 (20)	% 70.0 (64.5)

注 [2(1)①の表の注]と同じ

② 障害種別別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5	g. うち新規雇用分
市町の機関	人 257.5 (245.5)	人 60 (56)	人 6 (5)	人 96 (106)	人 15 (6)	人 229.5 (226.0)	人 18.5 (19.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3 (6)	人 4 (1)	人 5.0 (6.5)	人 0.5 (1.0)	人 21 (12)	人 2 (1)	人 2 (1)	人 23.0 (13.0)	人 11.0 (8.0)

注 [2(1)②の表の注]と同じ

(3) 県の教育委員会（法定雇用率2.4%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
県の教育委員会	機関 1 (1)	7,620.5 (7,500.0)	51 (49)	0 (0)	82 (63)	2 (2)	185.0 (162.0)	26.0 (37.0)	2.43 (2.16)	機関 1 (0)	100.0 (0.0)

注 [2(1)①の表の注]と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
県の教育委員会	185.0 (162.0)	51 (49)	0 (0)	57 (49)	2 (2)	160.0 (148.0)	12.0 (31.0)	0 (0)	0 (0)	6 (3)	0 (0)	6.0 (3.0)	4.0 (3.0)	19 (11)	0 (0)	0.0 (0.0)	19.0 (11.0)	10.0 (3.0)

注 [2(1)②の表の注]と同じ

3. 地方独立行政法人における雇用状況

地方独立行政法人（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合	
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(4)	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F.うち新規雇用分
地方独立行政法人	1	840.0	4	1	11	0	20.0	2.0	2.38	0	0.0
	(1)	(813.5)	(4)	(1)	(14)	(0)	(23.0)	(6.0)	(2.83)	(1)	(100.0)

- 注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成29年6月2日以降に採用された者であること。
②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g.うち新規雇用分
地方独立行政法人	20.0	4	1	9	0	18.0	1.0	0	0	0	0	0.0	0.0	2	0	0	2.0	1.0
	(23.0)	(4)	(1)	(11)	(0)	(20.0)	(4.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(3)	(0)	(0)	(3.0)	(2.0)

- 注 1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④e欄（注5参照）に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 e欄の職員とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
①平成29年6月2日以降に採用された者であること
②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和元年6月2日から令和2年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。

※「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

4 地方公共団体の各機関の状況

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.5%）

区分	項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計		4,000.0	105.5	2.64	0.0	
佐賀県知事部局		3,661.0	95.5	2.61	0.0	
佐賀県警察本部		339.0	10.0	2.95	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者(平成29年6月2日以降に採用された者または平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町の機関の状況（法定雇用率2.5%）

区 分	項 目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計		10,185.5	257.5	2.53	14.0	
佐賀市(特例認定)		2,375.0	66.0	2.78	0.0	注4
唐津市(特例認定)		1,635.0	47.0	2.87	0.0	注4
鳥栖市		524.0	11.0	2.10	2.0	
多久市(特例認定)		418.0	11.0	2.63	0.0	注4
伊万里市(特例認定)		722.5	22.5	3.11	0.0	注4
武雄市(特例認定)		516.0	13.5	2.62	0.0	注4
鹿島市(特例認定)		404.5	11.0	2.72	0.0	注4
小城市		296.0	3.0	1.01	4.0	
嬉野市		256.0	4.0	1.56	2.0	
神埼市(特例認定)		405.0	12.0	2.96	0.0	注4
吉野ヶ里町		143.0	5.0	3.50	0.0	
基山町		186.0	5.0	2.69	0.0	
上峰町(特例認定)		98.0	1.0	1.02	1.0	注4
みやき町		276.5	6.0	2.17	0.0	
玄海町		138.0	3.0	2.17	0.0	
有田町		176.5	4.0	2.27	0.0	
大町町		81.0	2.0	2.47	0.0	
江北町		95.0	2.0	2.11	0.0	
白石町(特例認定)		240.0	6.0	2.50	0.0	注4
太良町		171.0	3.0	1.75	1.0	
佐賀市上下水道局		148.5	3.0	2.02	0.0	
伊万里・有田地区医療福祉組合		189.0	4.0	2.12	0.0	
佐賀県競馬組合		45.5	1.0	2.20	0.0	
佐賀東部水道企業団		80.0	2.0	2.50	0.0	
杵藤地区広域市町村圏組合		60.0	0.0	0.00	1.0	
佐賀中部広域連合		57.0	0.0	0.00	1.0	※
鳥栖市教育委員会		111.0	3.0	2.70	0.0	
小城市教育委員会		153.5	5.5	3.58	0.0	
嬉野市教育委員会		112.0	1.0	0.89	1.0	
みやき町教育委員会		72.0	0.0	0.00	1.0	

※ 佐賀中部広域連合においては、令和2年10月1日時点において、障害者数1.0人、実雇用率1.72%、不足数0.0人となっている。

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定機関(A)	みなされることとなる機関(B)
佐賀市	佐賀市教育委員会
唐津市	唐津市教育委員会
多久市	多久市教育委員会
伊万里市	伊万里市教育委員会
武雄市	武雄市教育委員会
鹿島市	鹿島市教育委員会
神埼市	神埼市教育委員会
上峰町	上峰町教育委員会
白石町	白石町教育委員会

(3) 県の教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

区分	項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
佐賀県教育委員会		7,620.5	185.0	2.43	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成29年6月2日以降に採用された者または平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 地方独立行政法人の状況（法定雇用率2.5%）

区分	項目	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館		840.0	20.0	2.38	1.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間勤務職員である精神障害者(平成29年6月2日以降に採用された者または平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

5 民間企業における都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.15	0.04	48.6	0.6	49,956	102,698
北海道	2.35	0.08	50.9	0.5	1,900	3,734
青森	2.30	0.01	54.1	△1.0	536	991
岩手	2.28	0.01	57.0	0.4	582	1,021
宮城	2.17	0.06	51.4	1.0	786	1,529
秋田	2.25	0.11	63.8	3.4	491	769
山形	2.11	0.02	53.6	0.4	508	947
福島	2.16	0.05	55.7	1.0	811	1,456
茨城	2.19	0.05	52.1	1.7	853	1,637
栃木	2.18	0.11	57.4	1.1	732	1,276
群馬	2.16	0.02	56.6	0.6	887	1,567
埼玉	2.30	0.08	49.5	0.7	1,729	3,494
千葉	2.12	0.01	51.9	0.3	1,362	2,626
東京	2.04	0.04	32.5	0.5	7,049	21,680
神奈川	2.13	0.04	47.4	0.9	2,280	4,815
新潟	2.17	0.05	59.0	1.2	1,160	1,966
富山	2.13	0.05	56.9	0.8	601	1,057
石川	2.35	0.07	56.4	△0.3	621	1,101
福井	2.44	0.09	58.9	1.8	435	739
山梨	2.05	0.02	56.2	0.2	349	621
長野	2.25	0.08	58.8	0.7	1,009	1,715
岐阜	2.17	0.00	54.5	△0.8	880	1,616
静岡	2.19	0.04	52.3	0.6	1,603	3,064
愛知	2.08	0.06	47.2	1.0	3,027	6,407
三重	2.28	0.02	59.0	0.7	722	1,224
滋賀	2.29	0.01	56.2	0.5	497	885
京都	2.24	0.01	53.1	0.5	1,005	1,893
大阪	2.12	0.04	43.8	0.7	3,674	8,396
兵庫	2.21	0.05	50.9	△0.1	1,771	3,481
奈良	2.83	0.04	62.5	2.7	424	678
和歌山	2.53	0.07	61.6	△0.5	380	617
鳥取	2.37	0.09	63.0	4.4	298	473
島根	2.59	0.10	68.0	△1.5	395	581
岡山	2.44	△0.01	53.6	0.8	789	1,471
広島	2.25	0.07	49.0	0.9	1,155	2,356
山口	2.61	0.02	58.6	1.0	561	958
徳島	2.22	△0.04	62.7	1.9	326	520
香川	2.08	0.03	55.7	0.0	486	873
愛媛	2.29	0.07	52.8	△0.9	557	1,055
高知	2.40	0.04	62.7	1.2	334	533
福岡	2.18	0.06	52.8	2.2	2,086	3,954
佐賀	2.65	0.04	68.9	0.2	417	605
長崎	2.61	0.07	62.7	1.4	638	1,017
熊本	2.35	0.03	58.9	2.0	758	1,288
大分	2.55	△0.03	60.8	△1.5	531	874
宮崎	2.52	0.07	63.6	0.6	538	846
鹿児島	2.44	0.04	62.0	1.6	792	1,278
沖縄	2.74	0.08	62.2	2.9	631	1,014

事業主のみなさまへ

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ **従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。**

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000615860.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>

高年齢者、障害者などの就職困難者を雇用する事業主をサポートします！！

特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)のご案内

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等^{*}の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

※ ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者

<支給額>

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

※（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。

【短時間労働者以外】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	60(50)万円	1年	30万円 × 2期 (25万円 × 2期)
身体・知的障害者	120(50)万円	2年(1年)	30万円 × 4期 (25万円 × 2期)
重度障害者等(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	3年 (1年6か月)	40万円 × 6期 (33万円 [※] × 3期) <small>※第3期の支給額は34万円</small>

【短時間労働者】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	40(30)万円	1年	20万円 × 2期 (15万円 × 2期)
障害者	80(30)万円	2年(1年)	20万円 × 4期 (15万円 × 2期)

※1 対象労働者は、雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の方に限ります。

※2 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

※3 中小企業とは、業種ごとに下表に該当するものをいいます。

小売業・飲食店	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数50人以下
サービス業	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数100人以下
卸売業	資本金もしくは出資の総額が1億円以下または常時雇用する労働者数100人以下
その他の業種	資本金もしくは出資の総額が3億円以下または常時雇用する労働者数300人以下

障害者の雇用を希望する事業主の皆さまへ

「障害者トライアル雇用」のご案内

「障害者トライアル雇用」は、障害者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障害者雇用への不安を解消することができます。

また、この制度の利用に当たっては助成金を受けることができます。事業主の皆さまには、「障害者トライアル雇用」を積極的に活用していただくようお願いします。

助成金の支給額

■ 対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3か月間）

障害者トライアル雇用求人事前にハローワーク等に提出し、これらの紹介によって、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合、助成金を受けることができます。

■ 精神障害者を雇用する場合、月額最大8万円（最大8万円×3か月、その後4万円×3か月）

精神障害者を雇用する場合は、月額最大8万円の助成金を受けることができます。また、精神障害者は原則6～12か月間トライアル雇用期間を設けることができます。ただし、助成金の支給対象期間は6か月間に限ります。

「障害者トライアル雇用」の対象者

「障害者の雇用の促進等に関する法律 第2条第1号」に定める障害者に該当する方が対象で、障害の原因や障害の種類は問いません。

次のいずれかの要件を満たし、障害者トライアル雇用を希望した方が対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している
- ② 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ③ 紹介日の前日時点で、離職している期間が6か月を超えている

※重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の方は上記①～③の要件を満たさなくても対象となります。

Q 短時間であれば働ける障害者を試行的に雇用する場合には？

A 精神障害者又は発達障害者で、週20時間以上の就業時間での勤務が難しい人を雇用する場合、週10以上20時間未満の短時間の試行雇用から開始し、職場への適応状況や体調などに応じて、トライアル雇用期間中に20時間以上の就労を目指す「障害者短時間トライアル雇用」制度もあります。

- ◆助成金の支給額は、対象者1人当たり、月額最大4万円（最長12か月間）
- ◆障害者短時間トライアル雇用求人提出が必要。

<ご注意>

- ◆求人数を超えた障害者トライアル雇用は、実施できません。
- ◆障害者トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようお願いいたします。

